

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」
 (平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達) 改正案
 新旧対照表

改正後	現行
<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 次の植物は前項の植物(別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。</p> <p>(1) 規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの</p> <p>(2) 規則別表1の2の10の項及び19の項から23の項までに掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの</p> <p>(3) 規則別表1の2の1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。 ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。</p> <p>9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18の項までに掲げる植物並びに規則別表2の2の6の項から12の項まで、15の項、18の項及び21の項に掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。</p> <p>(追記不備の措置)</p> <p>第4 植物防疫官は、第3の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃</p>	<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 次の植物は前項の植物(別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。</p> <p>(1) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。</p> <p>(2) 規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>(3) 規則別表1の2の7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる植物であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。 ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。</p> <p>9 規則別表1の2の1の項から5の項まで、7の項及び8の項に掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の1の項から5の項まで、7の項及び8の項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。</p> <p>(追記不備の措置)</p> <p>第4 植物防疫官は、第3の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃</p>

棄（焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号全てを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(輸入検査及び措置)

第5 〔略〕

2 〔略〕

3 植物防疫官は、輸入検査の結果、第2の要求事項の対象とする有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第4の1項のただし書を準用することができる。

4 植物防疫官は、輸入検査の結果、規則別表1の2の2の項並びに規則別表2の2の6の項から8の項まで及び13の項から15の項までに掲げる検疫有害動植物の付着を認めた場合は、前項の規定にかかわらず、自ら当該植物を消毒し、又は輸入者若しくは管理者に消毒すべきことを命じることができる。

(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物)

第7 規則別表1の2及び規則別表2の2に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物は、当該地域における必要な検疫措置が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第4の1項のただし書及び2項のただし書を準用する。

別記（第2関係）

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

棄（焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号すべてを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(輸入検査及び措置)

第5 〔略〕

2 〔略〕

3 植物防疫官は、輸入検査の結果、第2の要求事項の対象とする有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第4の1項のただし書を準用することができる。

〔新設〕

(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物)

第7 規則別表1の2及び規則別表2の2に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物は、当該地域における必要な検疫措置が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第4の1項のただし書き及び2項のただし書きを準用する。

別記（第2関係）

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項	検疫対象有害動植物	要求事項
<u>1</u> <u><i>Aleurocanthus woglumi</i></u> (ミカンクロトゲコナジ ラミ)	本害虫の防除が十分に行われた ほ場(栽培施設を含む。)で栽培 され、当該植物が輸出される前の 3か月間、毎月1回栽培地検査(葉裏に渦巻状に産み付けられた卵の有無並びにすす病で汚染された葉裏の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査)を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
<u>2</u> <u><i>Tuta absoluta</i></u> (トマト キバガ)	当該植物の収穫までの2か月間、本害虫についてトラップによる監視及び防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、定期的に栽培地検査を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
<u>3</u> <u><i>Meloidogyne chitwoodi</i></u> (コロンビアネコブセン チュウ)	[略]	<u>1</u> <u><i>Meloidogyne chitwoodi</i></u> (コロンビアネコブセン チュウ)	[略]
<u>4</u> <u><i>Heterodera schachtii</i></u> (テンサイシストセンチュウ)		<u>2</u> <u><i>Heterodera schachtii</i></u> (テンサイシストセンチュウ)	
<u>5</u> <u><i>Meloidogyne fallax</i></u> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)		<u>3</u> <u><i>Meloidogyne fallax</i></u> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	
<u>6</u> <u><i>Nacobbus aberrans</i></u> (ニセネコブセンチュウ)		<u>4</u> <u><i>Nacobbus aberrans</i></u> (ニセネコブセンチュウ)	
<u>7</u> <u><i>Radopholus similis</i></u> (バナナネモグリセンチュウ)		<u>5</u> <u><i>Radopholus similis</i></u> (バナナネモグリセンチュウ)	

8	<i>Meloidogyne enterolobii</i>		[新設]		
9	<i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)		[新設]		
10	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)	採種用の親植物について、本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	6	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)	採種用の母本について、本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
11	<i>Phytophthora kernoviae</i>	[略]	7	<i>Phytophthora kernoviae</i>	[略]
12	<i>Phytophthora ramorum</i>		8	<i>Phytophthora ramorum</i>	
13	<i>Apiosporina morbosa</i>	当該植物の生育中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]	
14	<i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物の生育中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]	
15	<i>Deuterophoma tracheiphila</i>	当該植物の生育中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]		
16	<i>Eutypa lata</i>		[新設]		
17	<i>Guignardia citricarpa</i>		[新設]		
18	<i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)		[新設]		

19 <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	採種用の親植物について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	9 <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	採種用の母本について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
[削る。]	[削る。]	10 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	採種用の母本について、収穫期前(果実の成熟期)に栽培地検査を行って、本細菌の発生がないことを確認しその旨を検査証明書に追記すること。
20 <i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	11 <i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	採種用の母本について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
21 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	採種用の親植物について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	12 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	採種用の母本について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
22 <i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	13 <i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	採種用の母本について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って、本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルーモザイクウイルス)		14 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルーモザイクウイルス)	
24 <i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	[略]	15 <i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	[略]
[削る。]	[削る。]	16 <i>Pepino mosaic virus</i>	(1) 種子について 採種用の母本について、本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、生育期中に栽培地検査を行い、かつ

			<p>、当該母本又は当該母本から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 生植物について 本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育中に栽培地検査及びELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
[削る。]	[削る。]	17 <u>Potato spindle tuber viroid</u> (ジャガイモやせいもウイルス)	<p>(1) 種子について 採種用の母本について、本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、生育中に栽培地検査を行い、かつ、当該母本又は当該母本から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 生植物について 本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育中に栽培地検査及びRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を</p>
[削る。]		18 <u>Pepper chat fruit viroid</u>	
[削る。]		19 <u>Tomato apical stunt viroid</u>	
[削る。]		20 <u>Tomato chlorotic dwarf viroid</u>	
[削る。]		21 <u>Columnea latent viroid</u>	

[削る。]	[削る。]
[削る。]	

	行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
22 <u>Mexican papita viroid</u>	本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期中に栽培地検査及びRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドの感染がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <u>Tomato planta macho viroid</u>	

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1 <u>Anastrepha fraterculus</u> (ミナミアメリカミバエ)	輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む）を検査証明書の所定の欄に記載すること。 （1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 （2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。
2 <u>Anastrepha grandis</u>	
3 <u>Anastrepha ludens</u> (メキシコミバエ)	
4 <u>Anastrepha obliqua</u> (ニシインドミバエ)	
5 <u>Anastrepha suspensa</u> (カリブミバエ)	

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
[新設]	[新設]
[新設]	
[新設]	
[新設]	
[新設]	

6 <u><i>Bactericera cockerelli</i></u>	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培	[新設]	[新設]
7 <u><i>Bactericera nigricornis</i></u>	され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあつては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。	[新設]	
8 <u><i>Bactericera trigonica</i></u>	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
9 <u><i>Circulifer tenellus</i></u> （ <u>テンサイヨコバイ</u> ）	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前に	[新設]	[新設]

	、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。		
10 <u><i>Diabrotica undecimpunctata</i></u> (ジュウイチホシウリハムシ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
11 <u><i>Naupactus leucoloma</i></u> (シロヘリクチプトゾウムシ)		[新設]	
12 <u><i>Otiorhynchus ovatus</i></u> (イチゴクチプトゾウムシ)		[新設]	
13 <u><i>Scolytus multistriatus</i></u> (セスジクイムシ)	当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
14 <u><i>Scolytus scolytus</i></u> (ヨーロッパニレノクイムシ)		[新設]	
15 <u><i>Trioza apicalis</i></u>	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵さ	[新設]	[新設]

	<p>れていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p>		
16 <i>Phytophthora kernoviae</i>	<p>培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p>	1 <i>Phytophthora kernoviae</i>	<p>培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
17 <i>Phytophthora ramorum</i>		2 <i>Phytophthora ramorum</i>	
18 <i>Ophiostoma novo-ulmi</i> s ubsp. <i>novo-ulmi</i>	<p>当該植物が輸出される前に、本菌の媒介害虫の付着の有無並びに本菌による葉の黄化・萎凋の病徴、枝枯れの病徴及び枝又は幹の樹皮を剥ぐと現れる褐色の条斑等の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検査を含む。）を行って本菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>	[新設]	[新設]
19 <i>Acidovorax avenae</i> subs p. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚 斑細菌病菌)	<p>次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 (1) 採種用の親植物について、本細菌に有効な方法で消毒された種子又は本細菌に侵されていないことが確認された種子から生産され、収穫期前（</p>	[新設]	[新設]

	<p>果実の成熟期)に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査(疑わしい症状に対する精密検査を含む。)を行うこと。</p> <p>(2) 種子について、栽培検査又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検査を行うこと。なお、検査は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。</p>		
20 <u>Candidatus Liberibacter solanacearum</u>	<p>媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育期中又は輸出検査時に、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>	[新設]	[新設]
21 <u>Pseudomonas syringae p v. actinidiae biovar3</u>	<p>(1) 花粉について 本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国植物検査機関が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 花粉以外の生植物について 本細菌の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検査機関が指定する地域で栽培され、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記す</p>	[新設]	[新設]

	ること。		
22 <u><i>Spiroplasma citri</i></u>	当該植物の展葉期に、ELISA法等の適切な血清学的方法又はPCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	[新設]
23 <u><i>Xylella fastidiosa</i></u>		[新設]	
[削る。]	[削る。]	3 <u><i>Pepino mosaic virus</i></u>	本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され本ウイルスに感染していない母本植物又は種子から生産され、生育期中又は輸出検査時にELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
24 <u><i>Potato spindle tuber viroid</i></u> (ジャガイモやせいもウイロイド)	(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。 (2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウ	4 <u><i>Potato spindle tuber viroid</i></u> (ジャガイモやせいもウイロイド)	(1) ペチュニア属種子について 採種用の母本について、本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され、当該母本又は当該母本から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 (2) 生植物について 本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され、本ウイロイドに感染していない母本植物又は種子（ペチュニア属については本ウイロイ

	<p>イロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>		<p>ドに感染していない種子) から生産され、生育期中又は輸出検査時にRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>25 <u>Pepino mosaic virus</u></p>	<p>(1) 種子について <u>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定にあつては最大250粒ずつ、RT-PCR法等の遺伝子的手法による検定にあつては最大400粒ずつ行うこと。</u></p> <p>(2) 生植物について <u>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>

26 <i>Columnea latent viroid</i>	<p>(1) 種子について <u>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u> <u>なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</u></p> <p>(2) 生植物について <u>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>	5 <i>Columnea latent viroid</i>	<p>本ウイロイドの発生が知られていないほ場で栽培され本ウイロイドに感染していない母本植物又は種子から生産され、生育期中又は輸出検査時にRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
[削る。]		6 <i>Mexican papita viroid</i>	
[削る。]		7 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	
[削る。]		8 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	
27 <i>Mexican papita viroid</i>	<p>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>	[新設]	[新設]
28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	<p>(1) 種子について <u>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>	[新設]	[新設]
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>		[新設]	
30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>		[新設]	

	<p>なお、検定は、<u>国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</u></p> <p>(2) <u>生植物について</u> <u>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>		
<p>31 <u>Tomato planta macho viroid</u></p>	<p><u>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>附 則 (施行期日) この改正は、<u>平成28年11月24日</u>から施行する。ただし、規則別表1の2に係る改正(第1の5項の改正のうち規則別表1の2の10の項及び16の項を改める部分並びに別記の栽培地検査に関する輸出国への要求事項の改正のうち10の項及び16の項から23の項までを削る部分を除く。)は、<u>平成29年5月24日</u>から施行する。</p>			